

月報 平成29年 1月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

11月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は119人となり、前月比で25.2%減少し、前年同月でも7.8%減少した。
- ・月間有効求職者数は709人となり、前年同月比で11.5%減少した。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数（一般・パート全て）は284人となり、前年同月比で、一般求人が24.0%増加、パート求人でも10.1%増加し、全体として18.8%増加した。
- ・また産業別の前年同月比は、卸売・小売業が減少し、建設業、製造業、飲食店・宿泊業が増加となった。
- ・月間有効求人数は806人となり、前年同月比で8.0%減少した。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・有効求人倍率は、前年同月比で0.5ポイント高い1.14倍であった。
- なお、内訳では一般の有効求人倍率が1.13倍、パートの有効求人倍率が1.17倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



一般職業紹介状況 平成28年11月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	119	▲ 25.2	▲ 7.8	
	うち男	51	▲ 30.1	▲ 10.5	
	うち女	68	▲ 20.9	▲ 5.6	
	年齢別	～44歳	70	▲ 20.5	▲ 10.3
		45～54歳	19	0.0	▲ 20.8
		55歳～	30	▲ 42.3	11.1
	月間有効求職者数	709	▲ 6.7	▲ 11.5	
	うち男	340	▲ 10.1	▲ 16.3	
	うち女	369	▲ 3.4	▲ 6.3	
	年齢別	～44歳	350	▲ 5.1	▲ 14.2
45～54歳		123	▲ 0.8	▲ 10.9	
55歳～		236	▲ 11.6	▲ 7.5	
求 人 関 係	新規求人数	284	6.0	18.8	
	主要産業別	建設業	52	15.6	33.3
		製造業	48	▲ 18.6	54.8
		卸売・小売業	29	31.8	▲ 25.6
		飲食店・宿泊業	45	▲ 6.3	40.6
		医療・福祉	40	▲ 29.8	0.0
月間有効求人数	806	1.6	▲ 8.0		
就 職 関 係	紹介件数	252	▲ 7.7	19.4	
	うち男	134	▲ 0.7	26.4	
	うち女	118	▲ 14.5	12.4	
	就職件数	88	17.3	10.0	
	うち男	40	2.6	▲ 4.8	
	うち女	48	33.3	26.3	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。(パートを含む)

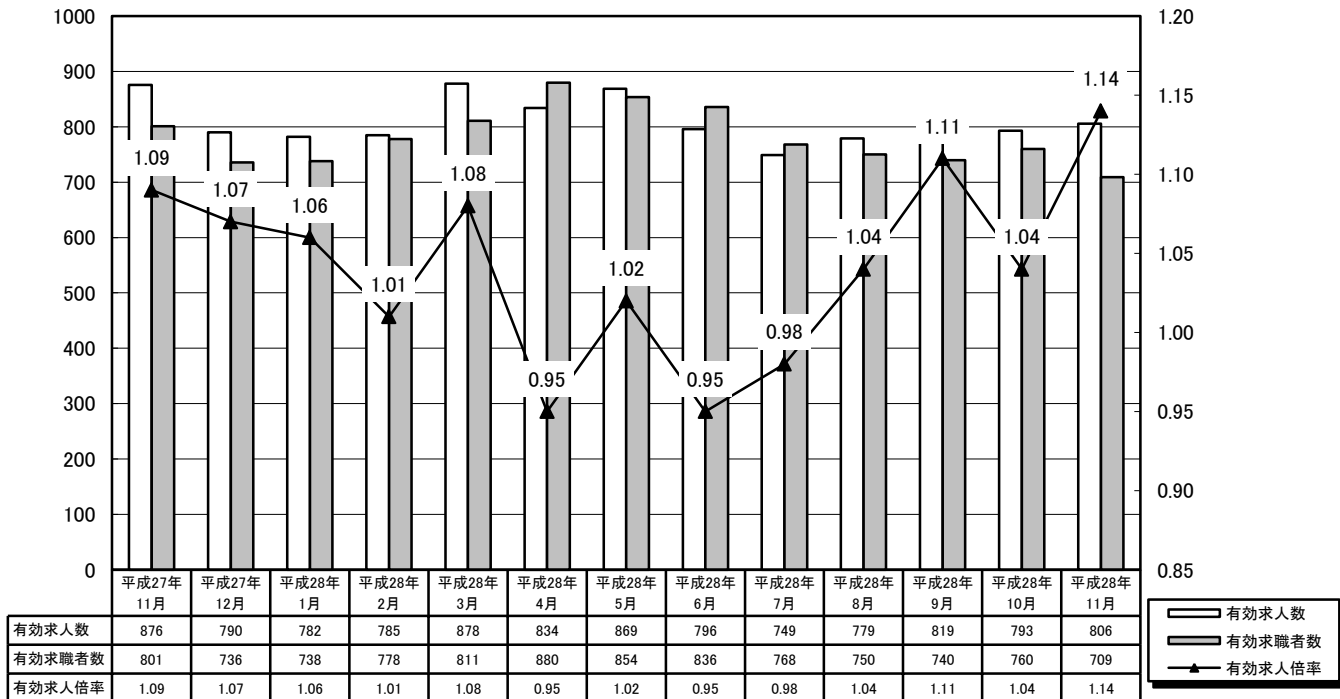
雇用保険取扱状況 平成28年11月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	799	797	789	
	資 格 取 得 者 数	73	89	211	
	資 格 喪 失 者 数	91	104	117	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	10,965	10,985	11,256	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	41	41	40
		受給者実人員	178	184	171
		支給金額(千円)	22,712	20,471	18,007
	高齢	受給者数	6	10	9
		支給金額(千円)	1,020	2,231	1,615
	特例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	0
	再就職 手 当	支給人員	13	15	10
		支給金額(千円)	4,170	6,043	2,543

労働市場の動き（平成28年11月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。

- ① 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合
- ② 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

⇒ **雇用保険被保険者資格取得届の提出が必要です**

- ③ 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者（※）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

⇒ **届出は不要です**

（※）65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用される被保険者

◎一週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用の見込みがあることが雇用保険の適用要件となります。

◎雇用保険被保険者資格取得届の提出期限は、①の場合は雇用した日の属する月の翌月10日まで、②の場合は平成29年3月31日までとなります。

詳しくはハローワーク白石(TEL0224-25-3107)へお問い合わせ下さい。

従業員の皆様へもお知らせください

～平成29年1月1日より、65歳以上の被保険者も各給付金の対象となります～

高年齢求職者給付金について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となるため、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、高年齢求職者給付金が支給（年金と併給可）されます。

なお、給付金を受けるには、離職後に住居地を管轄するハローワークに来所し、求職の申込みをしたうえで、受給資格の決定（※1）を受ける必要があります。その後、ハローワークから指定された失業の認定日にハローワークに来所し、失業の認定を受けることで、被保険者であった期間に応じた金額が支給（※2）されます。

（※1）受給資格の決定には、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 離職していること
- ・ 積極的に就職する意思があり、いつでも就職できるが仕事が見つからない状態にあること
- ・ 離職前1年間（病気やけが等により働けない期間があった場合はその期間を加えることができます）に雇用保険に加入していた期間が通算して6か月以上（賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算）あること

（※2）被保険者であった期間が1年以上の場合：基本手当日額の50日分
被保険者であった期間が1年未満の場合：基本手当日額の30日分 } が一時金として支給

- ・ 基本手当日額は、離職前6か月の賃金総額を180で割った額のおよそ50%～80%
（上限6,370円（平成29年7月31日までの額））

育児休業給付金、介護休業給付金について

平成29年1月1日以降に高年齢被保険者として、育児休業や介護休業を新たに開始する場合も、要件を満たせば育児休業給付金、介護休業給付金の支給対象となります。

教育訓練給付金について

平成29年1月1日以降に厚生労働大臣が指定する教育訓練を開始する場合は、教育訓練を開始した日において高年齢被保険者である方または高年齢被保険者（平成28年12月末までに離職した方は、高年齢継続被保険者）として離職日の翌日から教育訓練の開始日までの期間が1年以内の方も、要件を満たせば教育訓練給付金の支給対象となります。

詳しくはハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページを参照してください。

【ハローワークの所在案内】 <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

～平成29年1月1日より、育児休業・介護休業給付金の要件を見直します～

【育児休業給付金】

- 育児休業給付金の対象となる子の範囲について
養子縁組里親、養育里親等も育児休業給付金の対象となります。
- 有期契約労働者の育児休業支給要件について
有期契約労働者は、育児休業開始時点において、「①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上ある、②子が1歳以降も雇用継続の見込みがある、③子が2歳に達する日まで更新されないことが明らかでない」という要件を満たす必要がありますが、このうち、②の要件は廃止となり、③の要件は「2歳⇒1歳6か月」に緩和されます。

【介護休業給付金】

- 対象家族の拡大
祖父母、兄弟姉妹、孫は「同居かつ扶養」の場合が対象でしたが、「同居かつ扶養」の要件を廃止します。
 - 介護休業の取得回数について
介護休業給付金は、同一の対象家族・同一の要介護状態の場合、原則1回、93日を限度として対象としていましたが、通算93日分を最大3回まで分割して取得することが可能になります。
 - 有期契約労働者の介護休業給付支給要件
有期契約労働者は、介護休業開始時点において、「①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あること、②93日経過後も雇用継続の見込みがある、③93日経過後から1年を経過するまで更新されないことが明らかでない」という要件を満たす必要があるが、②の要件は廃止となり、③の要件は「1年⇒6か月」に緩和されます。
- ※ 平成28年8月1日以降に開始した場合の給付率を引き上げました（賃金の40% → 67%）。